

## 山口市協働のまちづくり推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市協働のまちづくり条例(平成20年条例第46号)第26条第4項の規定に基づき、山口市協働のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、重要な事項の審議等のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第4条 委員会は、専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員(以下「部会員」という。)のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

7 部会長は、部会の会議の審議等の経過及び結果を委員会に報告する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、自治振興部協働推進課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。